

朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、現行の朝霞市個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法の施行条例の制定が必要となりました。

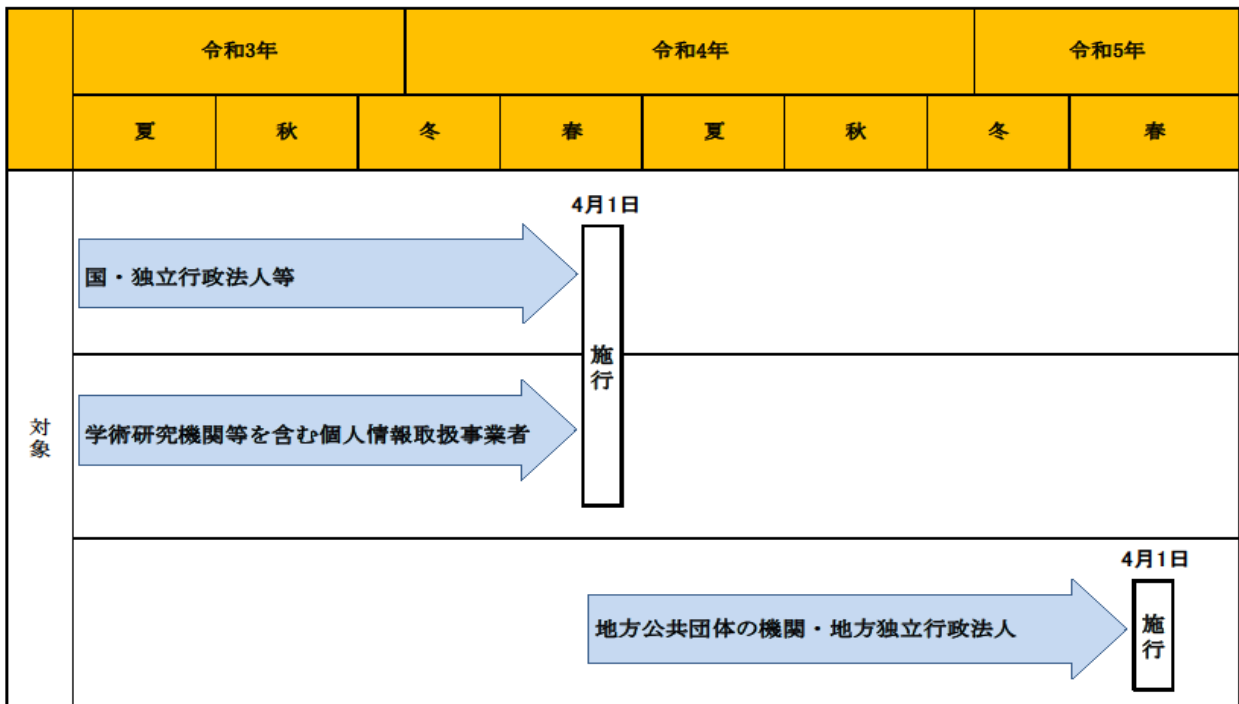
つきましては、この施行条例の制定に当たっての基本的な考え方に対する市民の皆様からのご意見を募集します。

1 個人情報保護法の改正によって変わること

令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正されました。

これまで、国の行政機関、独立行政法人等及び民間事業者を対象としていた法律と各地方公共団体の条例は、それぞれ適用されていましたが、個人情報保護法の改正に伴って改正後の個人情報保護法に一本化され、全国共通のルールが適用されることとなります。また、この全国共通ルールは、国の独立行政機関である「個人情報保護委員会」が所管を担うこととなり、法を一元的に解釈運用することとなります。

令和3年度改正個人情報保護法の施行スケジュール



個人情報保護委員会によるホームページ掲載資料をもとに作成

2 現行の朝霞市個人情報保護条例との変更点

・個人情報の定義（法定事項）

現行では、亡くなった個人に関する情報も個人情報としていますが、改正法では生存する個人に関する情報を個人情報としているため、亡くなった個人に関する情報を条例で個人情報に含めることはできなくなります。ただし、亡くなった個人に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として改正法の対象となります。

・条例要配慮個人情報（任意事項）

改正法では、「地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するもの」を、「条例要配慮個人情報」として別途条例で定めることができるとされています。

市では、現時点では、地域の特性として、条例要配慮個人情報として規定する項目はないと考えていますが、今後の本市の施策や社会状況等の変化により必要性が生じた場合に再度検討することとします。

・開示決定等の期限（法定事項）

改正法では、開示決定等の期限を短縮することができるため、原則的には現行条例と同様に15日以内としています。延長及び特例延長の場合には、改正法が規定する期限よりも短縮する旨を施行条例で規定します。

	改正法	現行条例	施行条例案
原則	請求があった日から 30 日以内	請求があった日から起算して (※3) 15 日以内	請求があった日から 14 日以内
期限の延長 (※1)	30 日以内に限り延長可	請求があった日から起算して 60 日以内	30 日以内に限り延長可
期限の特例 (※2)	請求があった日から 60 日以内	請求があった日から起算して 60 日以内	請求があった日から 44 日以内

※1 やむを得ない理由により延長する場合

※2 請求にかかる個人情報著しく大量であるなどで、基準日までに開示決定等の業務を行うと他の業務の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合

※3 法と条例で、起算日に違いがあります。

・開示請求手数料（法定事項）

改正法では、請求者は実費の範囲内で条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされています。

現行では、手数料は無料とし、請求者は写しの交付及び当該写しの送付に要する費用を負担することとされており、市では、開示請求者の負担軽減の観点から、今後も現行条例と同様に手数料は無料とし、コピーや郵送等に係る費用などの実費のみ請求者の負担とします。

	改正法	現行条例と情報公開条例
手数料	実費の範囲内 ※条例で定める額	費用は無料 ※コピーや郵送等にかかる費用は請求者の負担

○審議会への諮問（法定事項）

改正法では、審議会等への諮問は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合とされています。また、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされていることから、諮問

内容については、条例の規定の改正や廃止、個人情報の安全管理措置に関する基準を定める場合などとします。

なお、審議会への報告は、個人情報の適切な運用のため、定期的に報告を行います。

・個人情報ファイル簿等の作成及び公表（法定事項、任意事項）

現行では、個人情報取扱事務登録簿を作成し、市政情報コーナーで閲覧に供していますが、改正法では、個人情報ファイル簿（1年未満に消去するもの、本人の数が1,000人未満のものなどは除く。）を新たに作成し、公表することとされています。

市では、個人情報ファイル簿（1年未満に消去するもの、本人の数が1,000人未満のものなどは除く。）を新たに作成し公表するとともに、市が保有する個人情報については、これまでの個人情報取扱事務登録簿に替え、内容を整理し総合計画の事務事業分類ごとに取扱状況を記載した（仮称）個人情報取扱管理簿を作成し管理していきます。

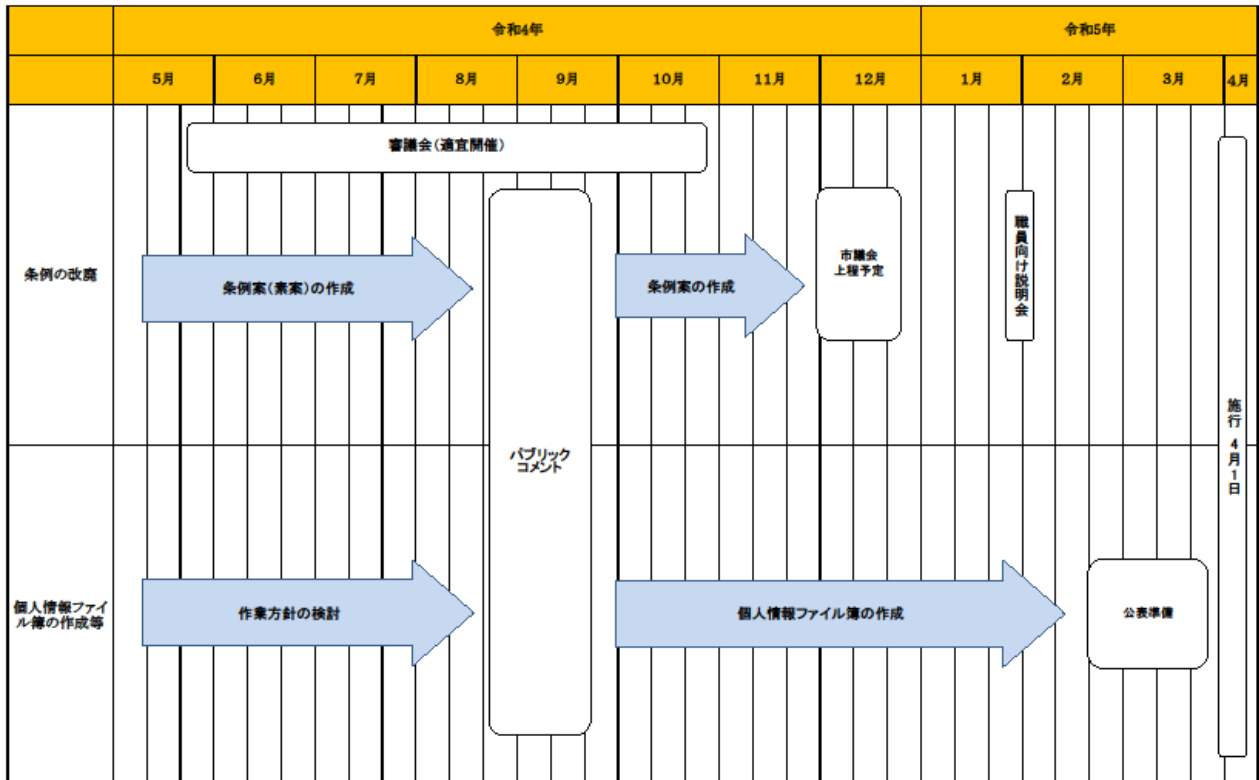
・行政機関等匿名加工情報の提供等（任意事項）

改正法では、行政機関等匿名加工情報の作成ができることとなりますが、政令指定都市を除く市町村につきましては、当分の間、実施は任意とされていますので、現時点では導入しませんが、本市における必要性などについて調査・研究を行います。

3 スケジュール

施行条例は、本パブリック・コメントの終了後、市議会の審議・議決などを経て制定されます。施行日は令和5年4月1日の予定です。

朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例施行までのスケジュール



4 参考資料

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）
- ・ 朝霞市個人情報保護条例
- ・ 個人情報ファイル簿（案）

5 関連リンク

個人情報保護委員会のホームページ (<https://www.ppc.go.jp>)